

特許業務法人
清水・醍醐特許商標事務所

内外知的財産権ニュース

2016年6月

1. タイ商標法改正

改正タイ商標法は本年4月29日に公告され、90日後の7月28日から施行されます。

主たる改正点は以下の通りです。

- ・多区分を指定する出願が可能になります。
- ・連合商標制度が廃止されます。
- ・異議申立期間が90日から60日に短縮されます。同様に指令応答期間、拒絶査定不服審判の請求期間も60日に短縮されます。一方登録料納付については30日から60日へと変更されます。
- ・登録商標の存続期間満了後6か月のグレースピリオド（更新手続可能期間）が導入されます。

また上記改正法にはマドリッド協定議定書（マドリッドプロトコル）加盟準備のための内容も含まれています。加盟は年内にも行われるものと予想されます。

2. 米国商標審決：権利者の親会社の使用が不使用取消の抗弁として認められなかった事例

米国商標審判部は、請求人（Noble House Home Furnishings, LLC）が商標“NOBLE HOUSE HOME & Design”（指定役務：家具のオンラインでの販売（35類）等）を出願し、被請求人（Floorco Enterprises, LLC）の商標登録No.4049441“NOBLE HOUSE”（指定商品：家具（20類））を引用されて拒絶理由通知を受けた後引用登録商標の3年以上の不使用状態に基づく取消請求を行った事件において、取消請求に対する被請求人（商標権者）の「放棄されていない」という主張を認めず、引用商標登録の取消を決定しました。

この事件で、被請求人（商標権者）は、販売には至っていないが、マーケティング活動や広告活動を継続して行っているため「放棄された」状態ではないと主張しました。審判部は、一般に商標権者が当該商標を使用するためのマーケティングの努力をしているのであれば「放棄された」とはいえないものの、本件ではマーケティング活動や広告活動は権利者自身ではなく、親会社が行っており、親会社はその商品の品質等のコントロールを行っていたことから、親会社の活動は権利者自身の活動とみなされないとしました。

参考：

商標法 5 条：（関係会社による使用）登録された標章又は登録を求める標章が関係会社によって正当に使用されているか又は使用されることが可能である場合は、当該使用は、登録人又は登録出願人の利益となる効果を生じ（以下省略）

商標法 45 条：（関係会社）「関係会社」という用語は、その者による標章の使用が、商品又はサービスであって、それに付して又は関連してその標章が使用されるものの性質又は品質に関して、その標章の所有者によってコントロールされる者を意味する。

上記の内容についてご質問等ありましたらお気軽にお尋ねください。

以上